【規程番号　神女短Ｖ－012】

他大学との単位互換に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学則（以下「学則」という。）第 22 条の２第１項に基づき、本学に在学する学生が、本学と単位互換に関する協定を結んでいる他の大学（以下「単位互換協定大学」という。）の授業科目を履修する場合の、本学内における取扱いに関して必要な事項を定める。

（単位数）

第２条　単位互換協定大学において履修できる単位数は、学則第 22 条の２第１項により 15 単位を超えないものとする。

（履修の許可）

第３条　単位互換協定大学における授業科目の履修を希望する学生は、学長の許可を得なければならない。学長は、部局長等会議の意見を聴き許可を行う。ただし、学長は、許可に当たり教授会の意見を聴くことができる。

２　前項に規定する履修の許可は単位認定を前提とし、教育上の有益性を考慮の上、単位互換協定大学の定める条件の範囲内で行うものとする。

（単位の認定等）

第４条　試験、成績評価及び単位の授与は、単位互換協定大学の定めるところによる。

２　単位互換協定大学で修得した単位は、第２条に従い、本学の単位として認定する。

（履修の許可及び認定単位の取消）

第５条　次の各号の一に該当する場合、単位互換協定大学と協議の上、授業科目の履修の許可及び認定した単位を取消す場合がある。

(1) 履修授業の同一時間帯等に、本学又は単位互換協定大学の他の授業科目を履修していた場合。

(2) 認定単位数の上限超過等の理由により、本学が当該授業科目を認定しない場合。

(3) その他、履修の許可及び単位認定の要件を満たしていなかった場合。

（成績の証明）

第６条　成績及び単位修得の証明等は、原則として本学が行う。

（単位互換協定大学での取扱）

第７条　単位互換協定大学での取扱いに関して必要な事項は、当該単位互換協定大学の定めるところによる。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、平成 21 年４月１日から施行する。

２　神戸女子大学との単位互換に関する規程は廃止する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。